

# 平成 27 年国勢調査の概要

## 1 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来 5 年ごとに行っており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 27 年国勢調査は簡易調査に当たる。

両者の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び 17 年及び 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

## 2 調査の期日

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 3 調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令

（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 4 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、以下、を除く、本邦内に常住しているすべての者について行った。

外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住む

ことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校若しくは第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き 3 か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

## 5 調査事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、合計17項目について調査した。

今回の調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前にはどこに住んでいましたか」の2つの調査事項を追加した。一方、簡易調査年における記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除した。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住居における居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業)
- (11) 仕事の種類(職業)
- (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

## 6 調査の方法

(1) 調査票

調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りが可能で、1枚に4名分記入できる連記票のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』(27言語)及び施設等世帯補助電子調査票(Excel調査票)を使用した。

(2) 調査区設定

調査の実施に先立ち、平成26年10月1日現在で、平成27年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定した。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定している基本単位区を基に構成されている。

(3) 調査の流れ

平成27年国勢調査は、総務省(統計局)-都道府県-市区町村-国勢調査指導員-国勢調査員-世帯の流れにより行った。

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者にも業務委託した方が効率的に調査ができる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者にも委託して実施することができるものとした。

(4) 調査票の配布等

平成27年国勢調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、平成27年9月10日から12日までの間、「インターネット回答の利用案内」を配布し、9月10日から20日までの間、インターネットによる回答を受け付けた。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、9月26日から30日までの間、調査票等を配布し、世帯は記入した調査票を国勢調査員への提出又は郵送で提出することにより、回答を行った。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

## **7 主な集計結果の公表**

### 1 人口速報集計

人口速報集計は、市区町村別の人口及び世帯数を早期に集計したものである。

この集計結果は、平成 28 年 2 月に公表。

### 2 抽出速報集計

抽出速報集計は、人口、世帯構成別の世帯数、住居の状況、産業・職業別の就業者数など主要な結果を早期に集計したものである。

この集計結果は、平成 28 年 6 月に公表。

### 3 人口等基本集計

人口等基本集計は、市区町村別の人口の基本属性、世帯の状況及び住居等について集計したものである。

この集計結果は平成 28 年 10 月に公表。

### 4 就業状態等基本集計

就業状態等基本集計は、市区町村別の人口の労働力の状態、産業・職業（大分類）別の就業者数及び夫婦と子供のいる世帯等について集計したものである。

この集計結果は、平成 29 年 4 月に公表。

### 5 世帯構造等基本集計

世帯構造等基本集計は、市区町村別の母子・父子世帯及び親子の同居について集計したものである。

この集計結果は、平成 29 年 9 月に公表。

### 6 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口の構成や、現在住んでいる市区町村と通勤・通学先の市区町村との関係などを集計するものである。

この集計結果は、平成 29 年 6 月に公表。